

中国：国外投資者が配当 される利益をもって行う 直接投資に係る優遇政 策の公布

JBS Newsletter
2018年1月17日

2018年1月

背景

共産党中央、國務院が提起した、外資誘致の競争力向上を図り、国外投資者による対中投資の継続的な拡大を一層奨励¹するために、中国の財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会及び商務部の4部門は、2017年12月21日付で「国外投資者が配当される利益をもって行う直接投資に係る源泉所得税の課税繰延政策の問題に関する通知」(財税[2017]88号) (“88号通達”)を公布した。当該通達は、国外投資者が配当される利益をもって直接投資を行う場合に、源泉所得税の課税を繰り延べるという優遇政策に関するものである。

過去10年にわたって、外資による対中直接投資は中国の経済発展を力強く後押ししてきた。国外投資者²が既存の対中投資から生じた経営利益を利用し、中国で再投資を行うという趨勢は今後も続くものと見込まれる。中国の経済発展に対する外資の持続的な促進作用を保証すると同時に、世界のその他の主要国における外資誘致のための租税優遇策に対応するために、国外投資者が中国で得た経営利益に対する源泉所得税の課税を繰り延べることにより、外資誘致を進め、国外投資者の対中投資(再投資)意欲を持続させることを目的として、88号通達が公布された。

EYのコメント

88号通達に基づく源泉所得税の課税繰延政策が、国外投資者による対中投資を維持する上で積極的な役割を果たすことが期待される。国外投資者はこれをきっかけにして、投資先の中国子会社の未処分利益を点検し、源泉所得税の課税繰延政策を適用する機会の有無を検討すべきといえる。

中国子会社から配当金を受け取る予定のある多国籍企業の本社も、当該配当金を既存子会社の増資或いは新規プロジェクトへの投資に用いることができるか否かを検討し、かつ当該優遇政策の適用可能性を評価する必要がある。

88号通達の具体的な内容

▶ 源泉所得税の課税繰延政策の適用を受けるための要件

88号通達によれば、国外投資者が中国国内の居住者企業から配当される利益をもって直接投資を行う場合、次の4つの要件をすべて満たすならば、源泉所得税の課税繰延政策の適用を受けることができる

1. 直接投資の形式によること

直接投資の形式には、国外投資者が配当された利益をもって行う増資、新規設立、持分買収等の権益性投資行為が含まれるが、上場会社株式の新規増加、無償増資、買収は含まれない(適格の戦略投資³を除く)。具体的には、以下の通りである。

1. 中国国内の居住者企業の払込資本金または資本剰余金の新規増加或いは無償増資
2. 中国国内における居住者企業の新規設立
3. 中国国内の居住者企業持分の非関連者からの買収
4. 財政部、税務総局が規定するその他の方式

2. 国外投資者が配当を受ける利益の性質

国外投資者が配当を受ける利益の性質は、配当金等の権益性投資収益で、居住者企業ですでに実現した留保利益を源泉とするものでなければならない。過年度に留保された未処分利益が含まれる。

3. 仲介を通じた支払等ではないこと

国外投資者が直接投資に用いる利益が現金形式で支払われる場合、関連の金額は利益を配当する企業の

口座から投資先企業または持分の譲渡者の口座に直接送金されるものとし、直接投資を行う前に国内外のその他の口座間を移動してはならない。国外投資者が直接投資に用いる利益が現物、有価証券等の現金以外の形式で支払われる場合、関連資産の所有権は利益を配当する企業から投資先企業または持分の譲渡者に直接移転するものとし、直接投資を行う前にその他の企業、個人が代わりに保有し、または一時的に保有してはならない。

4. 「奨励類」プロジェクトへの投資であること。

投資先の中国国内企業は、次のいずれかに属する奨励類プロジェクトに従事するものでなければならない。

1. 「外商投資産業指導目録」における奨励類の外商投資産業目録」
2. 「中西部地区の外商投資優勢産業目録」

▶ 事前届出

源泉所得税の課税繰延の要件を満たす国外投資者は、租税管理の要求に基づき、申告を行い、かつ利益を配当する企業に対して、要件を満たすことを示す資料を提出しなければならない。利益を配当する企業は適切な審査を行い、規定に合致すると認めた場合は、源泉所得税を源泉徴収せず、所轄税務機関で届出手続を行う。

中国税務機関は事後管理を行う中で、国外投資者が源泉所得税の課税繰延政策の適用を受ける資格を有するか否かを評価、審査する権限を有する。税務機関の事後管理により、国外投資者が規定の要件を満たさないことが確認された場合、利益を配当する企業の責任のほか、国外投資者が規定に基づいて企業所得税を申告、納付していないものとみなし、法に基づき税額滞納の責任を追及し、利益の支払日から税額滞納期間を計算する。

▶ 繰延税額の追加納付

国外投資者が持分の譲渡、買戻、清算等の方式により、源泉所得税の課税繰延政策の適用を受けた直接投資を実際に回収した場合、関連の金額を実際に受け取った日から7日以内に、規定の手続に従い、税務機関で繰延税額を追加納付する。

ただし、国外投資者が源泉所得税の課税繰延政策の適用を受けた後、投資先企業で再編が行われ、それが特殊再編の要件を満たし、かつ実際に特殊再編として税務処理を行った場合、引き続き源泉所得税の課税繰延政策の適用を受けることができ、繰延税額を追加納付する必要はない。

▶ 施行日

88号通達は2017年1月1日に遡及して適用される。国外投資者が2017年1月1日以降に受け取った配当金等の権益性投資収益は、規定の要件を満たすことを前提として、当該通達に基づき、関連の税額を実際に納付した日から3年以内に当該政策の適用及びすでに納付した税額の還付を申請することができる。

▶ 明確化が必要な事項

88号通達により、源泉所得税の課税繰延政策が正式に公布されたが、当該優遇政策の実施にあたり、なお明確化の必要な事項がある。具体的には次のような事項を含む。

国外投資者が88号通達に基づき、源泉所得税の課税繰延政策を適用する場合、国外投資者は直接投資を実際に回収するときに配当金に係る源泉所得税を納付するものとされている。しかし、租税条約の締約相手国の居住者企業である国外投資者或いは国内の源泉徴収義務者が、租税条約に基づく軽減税率の適用を確定するために、租税条約の適用に係る届出を同時に行う必要があるか否かについては明らかでない

88号通達の第5条によれば、国外投資者が88号通達の規定に基づき、源泉所得税の課税繰延政策の適用を受けられるものの、まだ実際に受けていない場合、関連の税額を実際に納付した日から3年以内に当該政策の遡及適用及び納付した税額の還付を申請することができる。納付した税額の還付を申請できる状況には、すでに配当金の支払を受けた国外投資者が、増資、新規設立等の対中直接投資に再度現金を用いる場合が含まれるのか否かが明らかではない

まとめ

国家税務総局は、源泉所得税の課税繰延政策の実施に関わる補完的なガイドラインを公布し、政策を適用するために要求される文書について具体化するものと見込まれる。EY税務チームは、まだ明確になっていない事項について明らかにするため、国家税務総局の関係者との意思疎通に努める

注:

1. 李克強首相が2017年7月28日に開催された國務院常務会議で提起し、その後、国発[2017]年39号の通達が公布された。
2. 国外投資者とは、「中華人民共和国企業所得税法」第3条第3項の規定が適用される非居住者企業を指し、香港、マカオ特別行政区及び台湾の居住者企業を含む。
3. 適格の戦略投資とは、「外国投資者の上場会社に対する戦略投資に関する管理弁法」で要求する投資に該当するものを指す。

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけると幸いです。

▶ **北京**

大谷 光尋
監査
+86 10 5815 4569
mitsuhiro.otani@cn.ey.com

鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com

上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com

▶ **大連**

中澤 直規
監査
+86 411 8252 8999
naoki.nakazawa@cn.ey.com

▶ **上海**

高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com

八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com

鯉沼 里枝
監査
+86 21 2228 3976
rie.koinuma@cn.ey.com

星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com

山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com

江海峰

金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com

石川 翔太

金融
+86 21 2228 4006
shota-ishikawa@cn.ey.com

坂出 加奈

税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com

小島 圭介

税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com

丸山 直也

法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com

久保田 順一

TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com

▶ **広州**

長内 幸浩

監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com

穴井 宏明

監査
+86 20 2881 2888
hiroaki.anai@cn.ey.com

石澤 晶宗

税務
+86 20 2881 2712
masamune-ishizawa@cn.ey.com

▶ **深圳**

小島 慎一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com

▶ **香港**

重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com

柿本 啓太

監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com

田所 聡史

監査
+852 2846 9623
satoshi.tadokoro@hk.ey.com

吉田 薫

監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com

稲葉 宏和

金融
+852 2629 3046
hirokazu.inaba@hk.ey.com

▶ 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケティング本部 海外企画部 新興国コンサルティング

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

榊原 史典

fuminori.sakakibara@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2018 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03006088

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

